


令和2年度第3次補正予算
 小規模事業者持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉
 公募要領 第11版（2021年9月16日）からの主な変更点

No.	ページ数・項目名	新（追加・変更箇所は下線）	旧
1	P6 3. 補助対象事業	<p>補助金事務局のホームページでは、活用例を紹介する動画も掲載していますので、ご覧ください。 https://www.jizokuka-post-corona.jp/about/</p>	(記載なし)
2	P8 5. 補助対象経費	<p>①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費（オンラインによる展示会等に限る）、④開発費、⑤資料購入費、⑥雑役務費、⑦借料、⑧専門家謝金、⑨設備処分費、⑩委託費、⑪外注費、⑫感染防止対策費（※）</p> <p>※ ⑫は補助金総額の1/4（最大25万円）が上限。緊急事態措置に伴う特別措置を適用する場</p>	(記載なし)

		<p>合、補助金総額の1/2（最大50万円）に上限を引き上げ。補助上限額100万円に上乗せして交付されるものではなく、感染防止対策費のみの申請はできません。</p> 	
<p>3</p>	<p>P9 5. 補助対象経費</p>	<p>※【注意】 対人接触機会の減少とは関係のない「感染防止対策」に関する経費は、①機械装置等費～⑪外注費に計上することはできません。 この場合、採択となっても当該経費は補助対象経費として認められませんので、下記の各補助対象経費の説明内容を確認の上、申請してください。</p>	<p>(記載なし)</p>

